

# 国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査 個別健診が 始まりました

平成25年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。  
個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありませんので、下記により、希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月23日(金)から始まります。

期間▶6月1日(土)～11月30日(土)

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関 (※印の医療機関は予約が必要です)



## 医療機関名

アミヤ医院 385-1511	公立碓氷病院 ※ 385-8221	半田内科医院 385-6031
有坂内科医院 381-0485	櫻井内科医院 ※ 385-8551	藤巻医院 ※ 393-1324
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	正田病院 ※ 382-1123	堀口医院 ※ 381-0229
いわい中央クリニック ※ 381-2201	城田医院 ※ 385-7858	本多病院 382-1255
上杉医院 ※ 381-0448	須藤病院 ※ 382-3131	松井田病院 393-1301
大貫クリニック ※ 380-1181	田口医院 393-1731	みやぐち医院 ※ 384-1126
おにかた医院 ※ 385-1351	武井内科循環器科 393-1005	茂木内科医院 ※ 382-2510
くろさわ医院 393-5311		

50音順

## 注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆午前中のみを受診となります。
- ◆朝食を食わずに受診してください (薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください)。



## その他

- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返してください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課へお知らせください。
- ◆被用者保険の被扶養者の人の特定健康診査も上記医療機関で受診することができます。
- ◆市の人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します(対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人)。
- ◆平成23年度から、腎臓機能の状態を測定するために、クレアチニンと尿素窒素の検査を同時に実施しています。
- ◆4月以降に国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入された人で健康診査の受診を希望される場合は下記までお問い合わせください。

問合せ▶困国保年金課国保係 (☎内線1113・1114)